

事務所の耐震補強を
したい!

事業継続計画
(BCP) を
作りたい!

県制度融資

災害防止対策資金 を

ご利用ください!

耐震補強は
融資利率
年0.9%!

最長 10 年間
固定金利!

融資限度額は
1億円!



Q：東海地震に備えて、事業所の耐震改修をしたい!

A：昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建物であれば利用できます。
事業所の耐震改修、機械の固定、ブロック塀の改修など耐震補強については、融資利率が年 0.9%です。

Q：災害に備えて、老朽化している事業所の建替えをしたい!

A：昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建物であれば利用できます。
なお、新たな事業所の建築後も、現在の事業所を取り壊さず使用する場合は、建替えにあらず、当資金の対象になりません。経営改善資金等の利用をご検討ください。

Q：BCP（事業継続計画）を作りたい!

A：BCPの策定に必要な費用（コンサルタント料等）に利用できます。

Q：BCP（事業継続計画）に基づく対策を実施したい!

A：BCPの実施に必要な設備資金・運転資金が利用できます。
BCPに盛り込まれていれば、データバックアップ機器・備蓄品の購入費用、耐震診断費用なども対象になります。

県制度融資は、県が金融機関に利子補給することで、利用者が低利で融資を受けることができます。また、信用保証協会の協力を得て、保証料も割安になっています。

「災害防止対策資金」の概要

(平成23年4月1日現在)

区 分	内 容
融 資 対 象 者	県内において、原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合
資 金 使 途 *詳細は下記にお問い合わせください	<p>・地震災害を防止するために必要な設備資金及び運転資金で次に掲げるもの</p> <p>①建物[S56.5.31以前に工事が着工したものに限り]（工場、倉庫、店舗、事務所）、 囲障（ブロック塀、石塀等）、広告看板等の耐震性を向上させる建替え又は改修に必要な資金</p> <p>②機械、機具、商品等の転倒及び転落等並びに窓ガラス等の飛散を防止するために必要な資金</p> <p>③消防水利施設（有蓋貯水槽、防火井戸）の設置及び耐震性を向上させる改修に必要な資金</p> <p>④次に掲げる施設等の設置に必要な資金</p> <p>(7)消防用設備（消防法の規定により設置を義務付けられている設備を除く） (イ)応急給水資機材等（浄水器、給水槽、深井戸等） (ロ)防災用無線通信施設 (ハ)防災用発動機、発電機</p> <p>⑤危険物・高圧ガス及び毒劇物関係施設の、耐震性の向上、流出等の防止又は火災等の防止を目的とした改修に必要な資金</p> <p>⑥避難路及び避難地の整備に必要な資金</p> <p>⑦囲障及び広告看板等の撤去に必要な資金</p> <p>・BCP^{※1}（事業継続計画）の策定費用、BCPに基づく対策の実施に必要な設備資金及び運転資金</p>
融 資 限 度 額	1億円
融 資 利 率 ^{※2}	年1.6% 耐震補強 ^{※3} の場合は年0.9% 【固定金利】
保 証 料 率 ^{※2}	金融機関が必要と認めたときは、県信用保証協会の保証付きとし、年0.3%～1.3%（有担保の場合0.1%割引）
融資期間(据置期間)	10年以内（1年以内）
償 還 方 法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還
保 証 枠 の 取 扱 い	無担保保証枠を2,000万円上乘せ
担 保 及 び 保 証 人	金融機関及び県信用保証協会の取扱いによる
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/sikin-09.html

※¹BCPについては、<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-520/bcp/index.html> をご覧ください。

※²特別小口保証を利用する場合は、融資利率が年1.5%（耐震補強の場合、年0.8%）、保証料率は年0.7%となります。

※²ホテル・旅館の耐震補強で、県と災害時協定を締結している等の条件に該当する場合、融資利率・保証料率により優遇されます。詳しくは、くらし・環境部建築安全推進課（054-221-3076）までお問い合わせください。

※³耐震補強は、建物の改修、ブロック塀の改修、機械設備の転倒防止、窓ガラス等の飛散防止などが該当します。

・お申込は、下記の申込窓口まで、お願いします。

・お申込みに際しては、金融機関及び信用保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合がございます。

◆ 申込窓口・問合せ先 ◆

- ・県内各取扱金融機関、商工会議所、商工会、
 静岡県中小企業団体中央会、(財)しずおか産業創造機構
- ・静岡県経済産業部商工金融課（054-221-2513）

